

はじめに

施設白書作成の背景と目的

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、上下水道といったインフラ資産を多数保有している状況にあります。

このような資産は、高度経済成長期やバブル経済期及びそれ以降の経済対策によって同時期に整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されます。

国においては、平成 25 年 11 月に国全体を対象とした「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、戦略的な公共施設の維持・管理を行う方針が示されました。

この基本計画では、地方公共団体が担う役割として、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度を活用し、国や県など他のインフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理を行うとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請することなどにより、インフラの安全性や必要な機能を確保することが求められています。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的に行うことが重要であると示されています。

このような背景の下、平成 26 年 4 月には総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」と題する通知が発出され、地方公共団体における公共施設の総合的な管理に向けた計画策定の要請がなされるとともに、策定にあたっての指針が示されました。

本市としても、これらの指針に基づき、個別施設ごとの配置状況や利用状況、維持管理コスト等について現状把握を行うとともに、分野別の課題を明らかにするため、平成 28 年 3 月に「熊本市施設白書」を作成しました。また、平成 29 年 3 月には、施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として「熊本市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」といいます。）を策定（令和 4 年 3 月改定）し、また、令和元年度には公共施設の総合的かつ計画的な管理を進めることを目的として、「公共施設マネジメント推進本部」を設置し、市を挙げて取り組んでいるところです。

今後も定期的に施設の利用状況等を把握し、本市の公共施設マネジメントを推進していくための資料として活用するため、「熊本市施設白書【令和 6 年度（2024 年度）版】」を作成しました。